



目次	ページ
規 則	
◎高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○公共測量の終了の通知 (用地対策課)	3
公 告	
○農業経営基盤強化の促進に関する基本方針の変更 (農地・担い手対策課)	3
○農用地利用配分計画の認可 (")	10
○県営土地改良事業の計画の変更 (農業基盤課)	10
高知県教育委員会規則	
◎へき地高等学校等を指定する規則の一部を改正する規則	11
◎高知県立図書館協議会会議規則の一部を改正する規則	11
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部改正 (4・19揭示)	12
○政治活動のために寄附を受け、又は支出することができない政治団体	12

規 則

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年4月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第32号

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例施行規則（平成12年高知県規則第41号）の一部を次のように改正する。
別表中「複写機組立て」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第33号

高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和33年高知県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第8条中「利用料金を」を「利用料金の額を」に改める。

第10条第1項第1号中「高等学校若しくは中学校の生徒又は小学校の児童」を「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の児童又は生徒」に改め、同条第3項中「あらかじめ」を削り、「入園券減額（免除）承認申請書を」を「入園券減額（免除）承認申請書をあらかじめ」に改める。

第11条第1項中「認める場合」を「認めるとき」に、「該当する場合」を「該当するとき」に改める。

別記第3号様式注及び別記第4号様式注中「許可の権利」を「許可に伴う権利」に改める。

別記第7号様式注を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 この入園券の半券をもって、現金領収証書に代えるものとする。

別記第8号様式中「を除く」を「を除きます」に改め、同様式注を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 1 高校生とは高等学校の生徒その他これに準ずる者を、中学生とは中学校の生徒その他これに準ずる者を、小学生とは小学校の児童その他これに準ずる者をいう。

2 この入園券をもって、現金領収証書に代えるものとする。

3 入園券は、正副2枚をもって一組とし、一組ごとに番号を印刷して簿冊とし、かつ、表紙に「高知県立牧野植物園入園券つづり」の表示及び番号を印刷するものとする。

4 入園券（副）は、薄葉紙を用いるものとする（裏カーボンとする。）。

別記第10号様式中「を除く」を「を除きます」に改め、同様式注を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 1 高校生とは高等学校の生徒その他これに準ずる者を、中学生とは中学校の生徒その他これに準ずる者を、小学生とは小学校の児童その他これに準ずる者をいう。

2 この入園券をもって、現金領収証書に代えるものとする。

る。

3 入園券は、正副2枚をもって一組とし、一組ごとに番号を印刷して簿冊とし、かつ、表紙に「高知県立牧野植物園入園券つづり」の表示及び番号を印刷するものとする。

4 入園券（副）は、薄葉紙を用いるものとする（裏カーボンとする。）。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第34号

高知県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立都市公園条例施行規則（平成17年高知県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第6条第6項の表中「高等学校、中学校、小学校又は特別支援学校の生徒又は児童」を「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の児童又は生徒」に改める。

第9条の見出し中「承認」を「承認の申請」に改め、同条第1項中「第24条第1項」を「第24条第1項前段」に、「利用料金を」を「利用料金の額を」に改め、同条第2項中「第24条第1項」を「第24条第1項後段」に、「利用料金を」を「利用料金の額を」に改める。

別記第21号様式及び別記第22号様式を次のように改める。

第21号様式（第9条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者



高知県立都市公園特定公園施設利用料金承認申請書

高知県立都市公園条例第24条第1項前段の規定により都市公園の特定公園施設の利用料金を定めたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 都市公園の名称
- 2 特定公園施設の名称
- 3 利用料金の申請額

区分	利用料金（円）	備考

- 4 利用料金の申請額の根拠

- 5 利用料金の適用開始予定年月日
年 月 日

第22号様式（第9条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者



高知県立都市公園特定公園施設利用料金変更承認申請書

高知県立都市公園条例第24条第1項後段の規定により都市公園の特定公園施設の利用料金を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 都市公園の名称
- 2 特定公園施設の名称
- 3 利用料金の変更申請額

区分	利用料金（円）		備考
	変更前	変更後	

- 4 利用料金の変更申請額の根拠

- 5 変更後の利用料金の適用開始予定年月日
年 月 日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第265号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から平成27年10月高知県告示第602号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成28年3月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成28年4月28日

高知県知事 尾崎 正直

公 告

農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第1条の規定により農業経営基盤強化の促進に関する基本方針を平成28年3月8日に変更したので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第5条第7項の規定により次のとおり公表する。

平成28年4月28日

高知県知事 尾崎 正直

農業経営基盤強化の促進に関する基本方針

平成28年3月8日

高知県

第1 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な方向

1 高知県農業・農村の概況

(1) 本県の農業・農村の特色

ア 生産

本県は、温暖多照の恵まれた気候や、海岸部から山間部に至る変化に富んだ自然条件を有しています。しかし、県土の84%を森林が占め、耕地の比率が4%と低いため、農家1戸当たりの経営耕地面積は105aと全国の253aを大幅に下回っています。

こうした条件のもと、平野部においては、施設栽培を中心にした野菜や花き等、収益性の高い園芸農業が発展し、また、山間部においては、夏期の冷涼な気象条件を活かした夏秋期を中心とする野菜をはじめ、果樹などの園芸農業や特色のある米づくり、茶、肉用牛の生産など、多様な農業が展開されています。

イ 流通・販売

本県の主要な農産物である園芸品は、主として高知県園芸農業協同組合連合会が一元的に集荷し、その多くは東京や大阪などの大消費地に向けて出荷・販売されており、園芸品の有力な産地として「園芸こうち」ブランドを確立しています。

こうした集出荷・販売体制は、ロットの拡大や多品目のセット販売、安定的な供給、平野部と山間部のリレー出荷による周年出荷体制といったことを可能にし、市場における有利販売につながるとともに、輸送コストの低減といったメリットを持っています。

本県は、大手旅行情報誌の宿泊旅行アンケート調査から、「地元ならではのおいしい食べ物が多いところ全国トップクラス」という評価を得ています。

また、太平洋に開かれた気候風土からもたらされる多彩な農畜産物や海産物があります。さらに、全国的な知名度を有する自然にも恵まれ、環境保全の取組も全国に先駆けて進めています。

(2) 農業・農村を取り巻く環境

ア 消費・流通構造の変化

量販店等の大規模小売店や外食産業などの農産物の大口需要者は、消費者ニーズに対応して大きく成長しました。特に、大規模小売店は、市場の取引額の半分以上を占めるようになり、バイイングパワー（価格決定に影響を及ぼす力）が強大になっています。

一方、こうした大口需要者と産地との契約取引などの直接的な取引や、産直販売などが増加してきたことから、野菜及び果実の国内総流通量に占める卸売市場を経由する割合は、低下する傾向にあります。

また、近年では、単身世帯の増加や食の簡便化志向、個食化傾向などを背景として、素材を調理しての消費が減少する一方、「外食」や「中食」が増加するなど消費形態が大きく変化し、加工・業務用の需要が増加しています。

野菜の販売に関しては、消費者は、少量販売や安価提供、安全・安心などを志向する傾向にあります。

農産物価格は景気の動向や輸入農産物の増加、消費・流通構造の変化などさまざまな要因により、品目によっては価格が大きく変動しています。

イ 農産物輸入の拡大

国際化や自由化の進展は、農業分野においても例外ではなく、農産物の輸入の自由化が進んでいます。

本県では、中国からの輸入によって県内のショウガ産地が大きな打撃を受けたこともあ

りますし、今後、環太平洋パートナーシップ協定などの経済連携が進んだ場合には、さらなる輸入の増加が見込まれ、その影響が懸念されます。

ウ 農業・農村の過疎化・高齢化の進行と耕作放棄地の増加

農村では、過疎化や高齢化が進行し、担い手の不足が深刻な問題になっています。特に、こうした傾向が著しい山間部においては、集落の維持が困難となっているところも見受けられます。

また、農地の遊休化が著しく進展した地域においては、一定のまとまりのある優良農地においても耕作放棄地が発生し、担い手への農用地の利用集積など地域の農業振興を図る上で障害となっています。

エ 交流人口の増加

都市の農村に対する関心は高く、両者間で交流を進めることを必要と考える都市住民が約8割を占める等、農村への強い期待感から交流人口の増加が見込まれています。

2 どのような農業・農村を目指すのか

本県農業が、これからも持続性を持って発展していくためには、情勢の変化も踏まえながら、これまでに培われてきた産地としての基盤を再構築する中で、本県の強みを生かした農業づくりを進めていくことが大切です。

また、大消費地から離れ、中山間地域の多い本県において、農業は、地域の経済や社会の核となる基幹産業として重要な位置を占めています。少子高齢社会が到来する中、本県の活力を保っていくために、本県の特性に即した農業・農村づくりを進めていく必要があります。

平成21年度にスタートした高知県産業振興計画に基づき、生産性の向上や販路の開拓、新規就農者の確保などに取り組んできたことにより、高齢化や担い手不足などにより農家戸数が減少する中でも農業生産を一定維持することができています。平成28年度から第3期計画に入り、農業分野の成長戦略では「地域で暮らした稼げる農業」の実現を目指して、具体的な取り組みを進めています。

3 取組の基本方向

効率的かつ安定的な農業経営の育成とその持続的な発展のためには、農業者が、その時々々の経営環境に適切に対応しつつその経営内容を点検し、改善すべき点を明確にした上で計画的経営改善を図っていくことが重要であり、このような農業者の自発的な創意工夫による経営改善への取組を促進します。

このため、地域担い手育成総合支援協議会及び高知県担い手育成総合支援協議会において、関係者が一体となって取り組みの課題を整理・共有し、適切に役割を分担し合って、認定農業者の育成・確保を総合的に推進していきます。なお、第3期高知県産業振興計画では、次のような取組を行うこととしています。

(1) 生産力の向上と高付加価値化による産地の強化

施設園芸は本県園芸農業の基幹となる部門です。このため、施設園芸を希望する新規就農者や、規模拡大・施設の高度化など経営改善に取り組む農業者が利用する園芸用ハウスの整備については実需に基づいて、重点的に支援を行います。

また、経営規模縮小等により生まれた遊休ハウスについても、新規就農や規模拡大を希望する方々に結び付けることで有効利用を図ります。

ア 次世代型こうち新施設園芸システムの普及推進

環境制御等の新たな技術の積極的な展開、生産性の高い施設の整備や更新により、生産力を高めます。

篤農家の優れた技術を、産地の生産者に速やかに移転する「学び教えあう場」の仕組みづくりを拡大し、新技術の栽培実証などに総合的に取り組み、速やかな技術の普及と課題解決を図っていきます。また、「学び教えあう場」を活用して環境制御技術を普及し、環

境制御技術のレベルアップと新技術・省力化技術の研究開発を並行して行います。

さらに、地元と協働した企業の農業参入を推進し、次世代型ハウス等の整備を支援します。

イ 環境保全型農業の推進

消費者の環境問題への意識の高まりや、食の安全・安心志向に応えるために、安全・安心で高品質な生産につながるIPM技術等の更なる普及を図ることにより環境保全型農業を推進し、消費地に選ばれる産地を形成します。さらに、環境保全型農業技術を県内全域・全品目に普及し、全国トップランナーの地位を堅持し、こうした取り組みを販売戦略に活かして、県産品のアピール力を高めていきます。

また、GAPの取り組みや有機農業を推進するとともに、省エネルギー対策の取り組みを支援します。

ウ 園芸品目別総合支援

品目ごとに生産から流通・販売までの総合戦略を策定し、生産者や農業団体、行政等がその総合戦略を共有し、課題の解決に向けた対策を実現していきます。

ナス、ニラ、露地野菜等の野菜園芸品目の総合戦略への支援に加えて、ユズ、文旦等の特産果樹、ユリ、トルコギキョウ、グロリオサ等の花きを振興します。

エ 水田農業の振興

飼料用米等の非主食米や園芸品目への転換を推進するとともに、地域の特性を活かした米のブランド化を強化し、酒米の生産振興への取り組みを拡げるなど、米の振興を図ります。

オ 畜産の振興

肉用牛や酪農の生産体制を強化するとともに、養豚、土佐ジロー、土佐はちきん地鶏の生産、加工・販売体制を強化します。

カ 6次産業化・地産地消の推進

農山漁村の様々な地域資源を活用し、農業者自らが生産・加工・流通(販売)に取り組んだり、2次・3次産業事業者と連携して地域ビジネスの展開や、新たな産業の創出に取り組む6次産業化を推進します。

また、地産地消が県民運動として定着していく仕組みづくりに取り組むとともに、学校給食などにおける食育の場を通じ、本県の農畜産物や農業を深く理解する子供を育て、将来の本県農畜産物のファンづくりと消費拡大、産地の生産意欲の向上を図っていきます。

以上の観点から、地域の農産物や加工品を取り扱う直販所への支援を強化します。

(2) 中山間地域の農業を支える仕組みの再構築

ア 集落営農の推進

高齢化の著しい地域などでは、個々の農家の取り組みだけでは地域の農業や集落を維持できない状況が生じてきており、耕作放棄地も増加しています。小規模な農地が散在するなどの理由から、担い手への農地の集積が困難な地域や、小規模な農家や兼業農家が多い地域において、集落営農を推進することで、機械等への過剰投資を回避するなど効率的な生産体制の確立や農地の有効利用を図り、地域の活性化につなげていきます。

さらに、収益性の高い園芸品目等の導入や、農産物の加工を組み合わせる経営の複合化により、農業で生活できる所得を確保する「こうち型集落営農」を県内に拡大し、併せて法人化を進めていくことで農家の所得向上や集落の活性化を図っていきます。

イ 中山間農業複合経営拠点の整備推進

中山間地域では、高齢化、後継者不足が深刻な状況であり、農家数の減少や耕作放棄地の増加により、地域農業の衰退が懸念されます。

こうした課題に対応するために、行政が主体となった広域的な地域農業の核となる経営

体である「中山間農業複合経営拠点」を整備し、地域に適した農作物生産、施設園芸、新規就農者育成等の攻めの取り組みと、作業受託や庭先集荷等の地域を守る取り組みを行うことで、中山間地域の農業の競争力を高め、地域全体で支える仕組みを構築します。

ウ 中山間に適した農産物等の生産

園芸品目別の総合支援を推進するとともに中山間に適した土佐茶や、薬用作物などの農産物の生産振興を図ります。

エ 日本型直接支払制度の推進

中山間地域の農業・農村は、国土保全や水源のかん養などの多面的機能の維持や地域の社会活動も担う重要な役割を果たしています。

こうしたことから、日本型直接支払制度の積極的な活用を通じて、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るために、それを支える地域活動、農業生産活動等の継続、環境保全に効果の高い営農を支援します。

(3) 流通・販売の支援強化

県では、首都圏など大消費地をターゲットにした商品づくりと販売の強化に取り組む中で、量販店など流通関係者と販売戦略を共有した県産園芸品の有利販売や中食・外食等の業務筋への販路開拓などを図るため、生産から流通・販売まで一元的に支援していく新たな体制を構築し、産地や農業団体と連携した取り組みを進めていきます。

ア ブランド化の推進

本県農産物のプロモーション活動によるブランド化の推進により販売体制を強化します。

国民の野菜消費の減少や安全安心志向など、近年の消費流通構造の変化に対応するため、さまざまな販売チャンネルに対して環境保全型農業のトップランナーへの取り組みなど、産地の「強み」をPRし、理解をいただくなど、卸売会社から先の量販店等の実需者との関係を強化するとともに、産地側が新たな消費地ニーズに対応できるよう支援を行うことにより、新たな販路開拓と有利販売につなげていきます。併せて、高知家プロモーションの活用やパートナー量販店等との連携による販促、PR活動を推進します。

イ 流通規模に応じた販路開拓、販売体制の強化

青果物の流通が大規模な品目においては、生産の強化によって増産する農産物等により、価格形成力を高めるとともに、集出荷施設の再編統合等による集出荷体制の強化を図ります。

中規模な品目については、卸売市場と連携した業務需要の拡大を図るとともに、規格外品や新たな品目等の加工専用素材の流通拡大に取り組みます。

小規模な品目については、地産外商公社等と連携し、こだわりニッチ野菜・果実の販売促進を支援します。

また、花きについては展示会への出展やスポーツイベント等を活用した販促、PR活動を推進します。

ウ 農産物の輸出推進

卸売市場との連携による取引開拓や、卸売会社への業務委託により本県農産物の輸出拡大に取り組みます。

(4) 生産を支える担い手の確保・育成

ア 産地が求める担い手の確保・育成

力強い産地の形成に必要な人材を確保するために、「産地提案型の担い手確保対策」を強化するとともに、農業担い手育成センターなどでの新規就農者の育成機能を強化します。

新規就農者の確保・育成を図るためには、就農希望者の相談対応から就農後のフォロー

アップまで一体となった支援の仕組みが必要であり、特に実践的な研修と地域全体による支援活動が重要です。

このため、就農コンシェルジュを中心として就農希望者に対して受け入れ地域の情報や研修制度などを紹介する取り組みを進めるとともに、就農希望者の円滑な営農開始に向け、産地や地域担い手育成総合支援協議会などの活動を充実し、産地の農業者も一体となった支援を実施していきます。

また、農業法人等に雇用される形での就農は、農地の確保や機械・施設の初期投資が少なく、技術的に未熟な新規就農者でも一定の所得が確保できることから、新規就農の促進に係る有用な受け皿と位置づけて支援していきます。

今後は、これらの支援策を組み合わせ、年間320人の新規就農者の確保・育成を目標として取り組みます。

イ 家族経営体の強化及び法人経営体の育成

効率的かつ安定的な農業経営の育成とその持続的な発展のためには、農業者が、その時々々の経営環境に適切に対応しつつ、その経営内容を点検し、改善すべき点を明確にした上で計画的に経営改善を図っていくことが重要です。このような農業者の自発的な創意工夫による経営改善への取組を促進し、家族経営体の生産性の向上や経営改善への支援による底上げ、法人化の推進を図り、力強い経営体を育成します。併せて、JAにおいて開設された無料職業紹介所の活用等により、これらの企業的経営体と優良な労働力のマッチングを図ります。

また、農業就業人口の47%を占める女性農業者は、農業経営の主体あるいはパートナーとして重要な役割を担っています。女性の視点を生かした農業経営や農村地域の活性化につなげるため、家族経営協定の推進や、農業経営改善計画の共同申請の推進、集落営農組織への参加・協力等を通じ、女性の能力発揮の場の拡大を図るとともに、能力向上のための取り組みを進めます。

ウ 農地の確保

農地中間管理機構を有効に機能させ、担い手への農地集積を加速化するとともに、積極的に優良農地を作り出すため、園芸団地の整備に取り組みます。

また、ほ場整備をはじめ、かんがい排水、農道などの整備は、農業の生産性を高める最も基礎的な条件整備です。園芸農業を中心とした生産性の高い農業への転換を図るため、農地中間管理事業の取り組みと併せてこれら生産基盤の整備を進めます。

(5) 地域に根差した農業クラスターの形成

ア 次世代型こうち新施設園芸システムの普及推進

環境制御等の新たな技術の積極的な展開、生産性の高い施設の整備や更新により、生産力を高めます。

学び教えあう場を活用して環境制御技術を普及し、環境制御技術のレベルアップと新技術・省力化技術の研究開発を並行して行います。

また、地元と協働した企業の農業参入を推進し、次世代型ハウス等の整備を支援します（再掲）。

イ 関連産業の集積

次世代型ハウス等を核として、食品加工、物流拠点、直販所、レストラン等の関連作業を集積させ、より多くの雇用を生み出す農業クラスターの形成に農業団体や、市町村と連携して取り組みます。

ウ 農地の確保

農地中間管理機構を有効に機能させ、担い手への農地集積を加速化するとともに、積極的に優良農地を作り出すため、園芸団地の整備にも取り組みます（再掲）。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

他産業従事者と比べて遜色ない労働時間と地域他産業従事者並みの生涯所得を確保できる、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、県内の各地域で、地域特性を活かしながら現に展開されている営農の事例を参考とし、基本的な指標を示します。

1 地域特性を活かした主要な営農モデルの方向

本県は、海岸部の平坦地域から四国山地に至る山間地域まで、変化に富んだ自然条件の下、多様な農業が展開されており、その担い手も、収益性の高い施設園芸等を営む主業農家から山間地域の農業を担う準主業農家まで様々です。

ここで示す営農モデルは、これら立地条件の違いなどを考慮し、現にそれぞれの地域で実践されている営農の事例を基本に、10年後を見通して、農業経営において地域他産業従事者並みとなることを前提に、主たる従事者1人当たりの年間総労働時間は2,000時間程度とし、年間農業所得はおおむね400万円程度を確保することを目指して作成したものです。

2 生産方式

土地基盤の整備や農用地の利用集積が促進されることを想定し、また、農業機械・施設や生産技術については、CO₂施用装置、自動環境制御機器、天敵昆虫や生物農薬等を活用した環境保全型農業の体系等を基本にしています。

3 経営管理の方法

複式簿記の記帳による経営と家計の分離や青色申告の実施など、効率的かつ安定的な経営管理が一定程度図られることを前提としています。

4 農業従事の態様等

休日制や給料制の導入、適正な雇用労力の確保、社会保険への加入などによる農業従事者の就業条件の改善が図られることを想定しています。

労働力においては、個別経営体の場合、主たる従事者1人と、補助従事者として家族労働力又は雇用労働力を想定しています。また、農業法人等経営体では、主たる従事者3名以上を想定しています。集落営農法人では、集落の構成員が法人の作業に従事した量に応じた従事分量配当を得る形態を想定しています。

5 営農類型

(1) 個別経営体事例

営農類型	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
施設ナス30a	促成栽培 A Pハウス 購入苗利用 自動天窓 自動灌水システム 共同選果機利用	減農薬技術の導入（ミツバチ、天敵、防虫ネット） 低コスト（肥料、農薬） 複式簿記記帳の実施	休日制、給料制の導入 適正な雇用労力の確保 社会保険への加入
施設キュウリ30a	促成栽培 A Pハウス 自動灌水システム 共同選果機利用	減農薬技術の導入（紫外線カットフィルム、天敵、防虫ネット） 品質向上（優良品種の導入、基本技術の徹底、鮮度保持） 低コスト（肥料、農薬）	

		複式簿記記帳の実施
施設ピーマン40a	促成栽培 長期展張ハウス20a 収穫期間延長 A Pハウス20a 自動灌水システム 共同選果機利用 防除ロボット	減農薬技術の導入（紫外線カットフィルム、天敵、防虫ネット） 品質向上（優良品種の導入、基本技術の徹底） 低コスト（肥料、農薬、重油） 複式簿記記帳の実施
施設シントウ20a	A Pハウス 自動灌水システム 共同選果	減農薬技術の導入（天敵） 品質向上（優良品種の導入、基本技術の徹底） 適正な雇用労力確保 低コスト（肥料、農薬、重油） 複式簿記記帳の実施
施設ユリ30a	年2回作 A Pハウス 自動灌水システム	蒸気土壌消毒 品質向上（優良品種の導入、栽培環境の改善） 複式簿記記帳の実施
施設ニラ50a 露地ニラ25a	A Pハウス 自動灌水システム 出荷調整機（袴むき） 調整作業員の雇用	減農薬技術の導入（紫外線カットフィルム、防虫ネット） 品質向上（作型の組合せ、基本技術の徹底、調整作業） 複式簿記記帳の実施
施設小ネギ40a	A Pハウス 皮むき機 調整作業員の雇用	調整作業の省力化 品質向上（調整作業の徹底、基本技術の徹底） 複式簿記記帳の実施
ショウガ120a	予冷库 ハーベスター 借地による規模拡大	減農薬技術の導入（黄色蛍光灯） 品質向上（優良種苗確保、灌水施設の設置、基本技術の徹底） 低コスト（肥料、農薬） 複式簿記記帳の実施
ユズ150a	貯蔵庫	低コスト（肥料、農薬）

	スピードブレイク 青果率70%	省力化（防除等） 品質向上（適期防除の徹底、優良系統の導入、整枝剪定の実施） 複式簿記記帳の実施
肉用牛繁殖・肥育一貫経営 繁殖牛40頭 肥育牛100頭	肉専用種繁殖・肥育一貫経営 去勢若齢肥育 肥育出荷月齢26ヵ月 肥育出荷時体重740kg	繁殖部門 繁殖成績の改善（受胎率向上、分娩間隔短縮） 低コスト生産（放牧） 粗飼料生産基盤の確保 機械導入による省力化（発情発見装置等の活用） 肥育部門 肥育技術の高位標準化 低コスト生産（肥育期間短縮）

(2) 農業法人等経営体事例

営農類型	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
施設トマト 1.5ha	長期展張軒高ハウス 養液栽培システム	減農薬技術の導入（マルハナバチ、天敵、黄色蛍光灯） 品質向上（基本技術の徹底） 低コスト（肥料、農薬）	適正な雇用労力の確保
施設ニラ 2.0ha	APハウス 自動灌水システム 出荷調整機（袴むき） 調整作業員の雇用	減農薬技術の導入（紫外線カットフィルム、防虫ネット） 品質向上（作型の組合せ、基本技術の徹底、調整作業）	

(3) 集落営農法人事例

営農類型	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
水稻＋飼料米 20ha 露地野菜 5ha	APハウス（育苗用） 育苗器一式 トラクター 田植機 コンバイン 乾燥機一式 野菜移植機	農地集積（優良農地の集積） 省力・低コスト化（大型機械の導入、肥料、農薬） 収量・品質向上（基本技術の徹底） 作期分散（品種構成の適正化） 農繁期の雇用労力の確保 複式簿記記帳の実施	休日制の導入 適正な雇用労力の確保

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

次代の農業を担う意欲と能力のある青年等を育成し、また、効率的かつ安定的な経営を目指す経営体へと育成を図るため、県内の各地域で、地域特性を活かしながら現に展開されている営農の事例を参考とし、基本的な指標を示します。

1 地域特性を活かした主要な営農モデルの方向

本県は、海岸部の平坦地域から四国山地に至る山間地域まで、変化に富んだ自然条件の下、多様な農業が展開されており、新たに農業経営を営もうとする青年等も、収益性の高い施設園芸等を営む者から山間地域の農業を担う者まで様々です。

ここで示す営農モデルは、これら立地条件の違いなどを考慮し、現にそれぞれの地域で実践されている営農の事例を基本に、経営開始から5年目程度を前提とし、主たる従事者1人当たりの年間総労働時間は2,000時間程度とし、年間農業所得はおおむね200万円程度を確保することを目指して作成したものです。

2 生産方式

土地基盤の整備や農用地の利用集積が促進されることを想定し、また、農業機械・施設や生産技術については、CO₂施用装置、自動環境制御機器、天敵昆虫や生物農薬等を活用した環境保全型農業の体系等を基本にしています。

3 経営管理の方法

複式簿記の記帳による経営と家計の分離や青色申告の実施など、安定した経営を行うための経営管理が一定程度図られることを前提としています。

4 農業従事の態様等

休日制の導入などによる農業従事者の就業条件の改善が図られることを想定しています。労働力においては、主たる従事者1人と、補助従事者として家族労働力又は雇用労働力を想定しています。

5 営農類型

営農類型	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
施設ナス20a	促成栽培 APハウス 共同選果機利用	減農薬技術の導入（ミツバチ、天敵、防虫ネット） 低コスト（肥料、農薬） 複式簿記記帳の実施	休日制の導入 適正な雇用労力の確保
施設キュウリ20a	促成栽培 APハウス 共同選果機利用	減農薬技術の導入（紫外線カットフィルム、天敵、防虫ネット） 品質向上（優良品種の導入、基本技術の徹底、鮮度保持） 低コスト（肥料、農薬） 複式簿記記帳の実施	
施設ピーマン20a	促成栽培 APハウス 共同選果機利用	減農薬技術の導入（紫外線カットフィルム、天敵、防虫ネット） 品質向上（優良品種の導入、基本技術の徹底） 低コスト（肥料、農薬、重油） 複式簿記記帳の実施	

施設シントウ15 a	促成栽培 A Pハウス 共同選果	減農業技術の導入（天敵） 品質向上（優良品種の導入、基本技術の徹底） 適正な雇用労力確保 低コスト（肥料、農薬、重油） 複式簿記帳の実施
施設ニラ20 a 露地ニラ20 a	A Pハウス 出荷調整機 (袴むき) 調整作業員の雇用	減農業技術の導入（紫外線カットフィルム、防虫ネット） 品質向上（作型の組合せ、基本技術の徹底、調整作業） 複式簿記帳の実施
ショウガ60 a	予冷库 ハーベスター 借地による規模拡大	品質向上（優良種苗確保、灌水施設 <small>かん</small> の設置、基本技術の徹底） 低コスト（肥料、農薬） 複式簿記帳の実施

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

本県農業の特徴である、耕地面積が少なく棚田が多いという地理的条件や施設化を特徴とした労働集約型の営農形態は、土地基盤整備や農地の流動化に対する取り組みを遅らせ、農業経営の規模拡大を困難にしています。

農業・農村の担い手の不足やそれに伴う耕作放棄地の増加などに対応するためには、中核的な担い手となる経営体の確保・育成が重要であり、これらの担い手に農用地の利用集積を図る必要があります。

このため、土地基盤整備の効率的な導入により、生産性の高い優良農地を確保するとともに、地域の農業者はもちろんのこと、市町村、農業委員会、土地改良区、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構などの農地流動化関係団体・機関等が一体となって、農用地の流動化に取り組むための仕組みづくりを推進します。

1 集積を要する農用地

農業者の高齢化や兼業化の進行に伴い、現在耕作している個々の農家では管理できなくなる農地はますます増加していくことが考えられます。こうした農用地について、効率的かつ安定的な農業経営を営む者等の担い手に、利用の集積を進めていきます。

2 農用地の利用の集積

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標については、おおむね10年先を見通し、担い手が利用する農用地の面積が、地域の耕地面積に占める割合として示します。担い手とは、認定農業者、認定新規就農者、市町村が定める基本構想水準到達者及び集落営農組織とします。

農用地の利用の集積については、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定、又は移転のほかに、農作業の受委託によるものも含んでいます。

地域	効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標	備考
----	-------------------------------------	----

高知県	おおむね58%	
-----	---------	--

3 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標
認定農業者等担い手の経営する農用地は規模拡大に伴い分散傾向にあり、農用地の効率的な利用の阻害要因となっています。

このため、担い手に対し、農用地を面的に集積してその割合が高まるように努め、これらの者が経営農地を効率的に利用し得るよう措置します。

第4 効率的かつ安定的な農業経営者を育成するために必要な事項

1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

第2で示すような営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の育成と、第2の2で示すような営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等の育成を図るとともに、第3で示す効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標の達成を図るためには、従来にも増して積極的な取り組みが必要です。

こうした取り組みを推進するため、県は、関係各課をはじめ農業振興センター等が連携し、県内の指導体制を整備するとともに、知事が農業委員会ネットワーク機構として指定した法人（一般社団法人高知県農業会議）、高知県農業協同組合中央会、公益財団法人高知県農業公社、高知県土地改良事業団体連合会等の関係団体等により設置している、高知県担い手育成総合支援協議会の活動を通じて、相互に十分な連携を図り、利用権設定等促進事業、農地中間管理機構が実施する事業等を柱として、農業経営基盤の強化の促進のための措置を講じていきます。

また、このような農業経営基盤の強化の促進のための措置を集中的かつ重点的に実施し、これらの措置が効率的かつ安定的な農業経営の育成に効果的に結びつくよう、農業経営改善計画認定制度及び青年等就農計画認定制度の普及を図ります。

なお、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」といいます。）のうち、農業経営改善計画の期間が終了する者に対しては、その経営のより一層の向上に資するため、関係機関が連携し、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行います。

(1) 利用権設定等促進事業の推進

利用権設定等促進事業については、認定農業者や認定志向農業者への農用地の利用の集積のために、農作業受委託も含めてその効果的な活用を図るとともに、地域全体の農業の発展が図られるよう適切な運用に努めます。

この場合、農地の賃借料や農作業受託料金等の適正化を図り、望ましい農業経営の発展に資するように努めます。

平坦地域では、園芸農業等の労働集約型農業が営農の中心となるものの、ほ場の分散化や、稲作部門と基幹部門との労働の競合が見られるなど、合理的な土地利用が行われているとはいえない状況にあります。

園芸農業の経営や就業条件の改善の視点からも、また、土地利用型農業を基幹とする経営者の規模拡大と経営の安定化のためにも、ほ場の分散化の解消とともに、稲作部門の土地利用型農業を基幹とする農業者への利用集積をより一層推進します。

中山間地域においては、基盤整備が比較的進んでいないことなどから、大規模な農用地の利用集積は困難な状況ですが、今後、優良農地の確保に努めるとともに、園芸農業や地域特性を活かした農業経営を展開している認定農業者等の担い手への利用集積を効果的に進め、農用地の有効利用に努めます。

また、認定農業者等担い手の不足が見込まれ、これらの者だけでは継続的な耕作が困難な地域では、意欲ある多様な農業者による農業への新規参入の促進及び農地の有効利用を促進

します。

(2) 農用地利用改善事業の推進

地域の農用地の有効利用を図り、効率的かつ安定的な農業経営に優良農地の集積を円滑に推進するためには、地域の合意と自主性に基づいた取り組みが必要です。

このため、地域段階において設立されている担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、水田農業など土地利用型農業が主である集落であって、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落において、農用地利用改善団体の設立を目指します。

さらに、担い手の不足している地域の農用地利用改善団体においては、関係者の合意の下に、地区内農用地の受け手となり、その有効利用を図ることができる組織経営体として特定農業法人や特定農業団体の設立を推進します。

(3) 農業の経営基盤の強化に向けたその他の事業の推進

認定農業者等、農業の担い手の経営改善計画達成のため、また、過疎化や高齢化の進む地域において、農業や農地の担い手を確保するために、

ア 委託を受けて行う農作業を促進する事業

イ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業

など、農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業の効果的な実施を図ります。

(4) 青年等の就農促進

農家数が減少傾向にあるなかで農業経営者を確保し、次代を担う意欲と能力のある青年等の確保を強力に進めるため、農家子弟の就農促進はもとより農外からの新たな就農者の確保にも積極的に取り組むほか雇用就農者の確保について取り組み、新規就農者の確保・育成を図ります。

このため、農業経営基盤強化促進法第14条の11の規定による、青年等の就農相談・情報提供等の援助を行う拠点となる「青年農業者等育成センター」を公益財団法人高知県農業公社及び知事が農業委員会ネットワーク機構として指定した法人（一般社団法人高知県農業会議）に設置し、青年等の就農促進を図ります。

(5) 関係機関・団体等の連携強化

地域段階では、農業振興センター等の県の指導機関及び市町村、農業委員会、農業協同組合等により設置している、地域担い手育成総合支援協議会の活動を通じて、地域の関係機関・団体等との連携を進め、地域における指導機能の強化と総合化を図ります。

特に、地域農業の振興方向並びに育成すべき経営体と小規模な兼業農家、高齢農家、土地持ち非農家等との連携及び役割分担の明確化が図られるよう、集落段階での農業者の徹底した話し合いに基づき、合意の形成が図られるよう指導・支援を行います。

また、自主的かつ計画的に農業経営の改善に取り組もうとする農業者の農業経営改善計画の作成への適切な指導を行うとともに、その計画を実現するために必要な生産方式及び経営管理の合理化、農業従事の態様の改善のための研修等を実施し、併せて経営改善を指導する担当者を養成し、法人の設立・運営に向けた指導体制の強化を図ります。

青年等の就農促進については、県、市町村、青年農業者等育成センター、高知県担い手育成総合支援協議会、地域担い手育成総合支援協議会での連携を図り、就農の相談段階、技術習得段階、営農準備段階、営農開始等、就農までの各段階に応じた支援を行うとともに、就農が安定するまでフォローするなど、新規就農者の育成を図ります。

また、地域が求める人物像や就農までの道筋を明らかにした産地提案書を策定してIターン・Uターン等による新規就農希望者を募集し、地域や関係機関、JAが連携して、就農相談から研修受け入れ、就農までをトータルにサポートする、「産地提案型担い手確保・育成対策」に取り組みます。

2 農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項

(1) 農地利用集積円滑化事業推進の方向性

高知県においては、農業者が経営する農地が分散している状況にある一方、一部では、転用期待等により農地価格が農業生産による収入に見合う水準を上回る傾向にある等、効率的な利用に必要な集積が困難な状況にあります。

このため、第3で示す効率的かつ安定的な経営のための農地の面的集積について、目標を達成するためには、効率的かつ安定的な経営における経営農地の分散状況とその周辺農地の利用状況等を踏まえた措置を講ずる必要があり、県は、農地の面的な集積を促進するため、市町村又は市町村の承認を受けた者が農地の所有者から委任を受けて、その者を代理して農地の貸付け等を行う農業経営基盤強化促進法第4条第3項に定める農地利用集積円滑化事業の促進のための措置を講ずるものとし、本事業の積極的な推進を図ります。

また、農地利用集積円滑化事業の円滑な推進のため、関係各課、農業関係試験研究機関、農業振興センター等、県内の指導体制を整備するとともに、県及び県内の関係団体が構成員となっている高知県担い手育成総合支援協議会において十分な協議・調整を行い、関係機関・団体と相互に十分な連携を図ることとします。

(2) 農地の利用集積に向けた施策

農地利用集積円滑化事業の実施状況に応じて、農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理機構が実施する事業等を積極的に活用し、利用権の設定、農作業受委託等の総合的推進により、地域の担い手への農用地の面的集積を促進します。

第5 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

農地中間管理機構の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定により農地中間管理機構に指定された公益財団法人高知県農業公社は高知県内の区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域内の区域に限る。）を事業実施区域とし、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内で、農業経営基盤強化促進法第7条に規定する事業を実施します。

1 農地売買等事業

農用地等を買入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業

2 農地売渡信託等事業

農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引き受けを行い、及び当該信託の委託者に対し、当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付けを行う事業

3 農地所有適格法人出資育成事業

農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し、農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業

4 新規就農の促進に関する事業

農地売買等事業により買入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から申請があった農用地利用配分計画について、次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の認可をした。

平成28年4月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 農用地利用配分計画の概要

- (1)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
高知市介良丙29番地
中島 大輔
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
高知市介良字鍛冶屋乙675番1、字梅次郎乙808番、字沖ノ丸丙942番1、丙942番2、丙953番2、丙1077番2及び丙1078番2、字堂ノ後乙1247番1並びに字今北乙1485番1
- (2)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
高知市介良乙2663番地2
中島 理博
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
高知市介良字西和田丙832番1及び丙833番1並びに字沖ノ丸丙1077番1及び丙1078番1
- (3)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
高知市瀬戸南町一丁目13番101-5号
横矢 裕一郎
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
高知市春野町東諸木字高田4988番
- (4)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
南国市西山826番地
森野 幸一
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
南国市西山字浜田丸103番イ、104番、105番、107番、108番及び109番、字藤田丸127番及び128番1、字原田丸622番及び623番、字野村丸624番、626番及び628番並びに字大久保丸726番及び727番
- (5)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
南国市西山826番地
森野 幸一
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
南国市西山字西塚地丸997番、998番及び999番1
- (6)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
南国市西山771番地1
公文 英次
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番

- 南国市西山字塚地丸971番及び字仙尻丸1008番
- (7)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
南国市国分855番地1
田内 富士夫
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
南国市左右山字王子ノ後288番1及び289番1並びに字中野294番1
- (8)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
高知市大津乙479番地
山添 真次郎
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
南国市岡豊町中島字コヲタ420番1
- (9)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
土佐市出間646番地ロ
高遠 康喜
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
土佐市岩戸字七反田1743番及び1745番並びに出間字中沢2810番並びに字千足2818番、2819番及び2820番
- (10)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
土佐市出間2124番地
岡崎 誠
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
土佐市岩戸字七反田1749番、1750番及び1756番並びに出間字千足2817番並びに字大坂2971番及び2984番
- (11)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
土佐市本村1388番地
野村 和仁
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
土佐市岩戸字七反田1763番並びに字エボシ形1784番、1785番、1816番及び1821番
- (12)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
土佐市出間1194番地
市原 勝行
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
土佐市出間字浜田2860番1及び2860番2
- (13)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
須崎市浦ノ内東分3462番地4
中平 和彦
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
土佐市出間字丁田2869番及び2870番
- (14)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
土佐市高岡町丙248番地
中林 亮
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
土佐市高岡町字松崎乙2402番1、乙2403番1及び乙

2404番1

2 認可年月日
平成28年4月28日

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から申請があった農用地利用配分計画について、次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の認可をした。

平成28年4月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 農用地利用配分計画の概要

- (1)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
南国市包末268番地
石川 享照
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
香美市土佐山田町松本字七反田405番・406番合併及び407番並びに字コヲタ425番1、426番及び427番
- (2)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
香美市土佐山田町加茂340番地
片地ファミリーファーム株式会社 代表取締役 鍵山 浩一
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
香美市土佐山田町佐野字下ヨシムラ丸916番、1187番1及び1283番

2 認可年月日
平成28年4月28日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業（吾川地区農村地域防災減災事業（土砂崩壊防止施設））の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成28年4月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成28年4月28日から同年6月1日まで
- 3 縦覧場所
仁淀川町役場
- 4 その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをす

ることができる。

教育委員会規則

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月28日

高知県教育長 田村 壯児

高知県教育委員会規則第19号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2の長岡郡の大豊町の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
 高知県立図書館協議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月28日

高知県教育長 田村 壯児

**高知県教育委員会規則第20号**

**高知県立図書館協議会会議規則の一部を改正する規則**

高知県立図書館協議会会議規則（平成24年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**高知県立図書館協議会条例施行規則**

第1条中「の会議（以下「会議」という。）」を「（以下「協議会」という。）の運営」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

（会長及び副会長）

**第2条** 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

**第3条** 協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4条中「会議に関し」を「協議会の運営に関し」に、「会議

において」を「会長が協議会に諮って」に改め、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（庶務）

**第4条** 協議会の庶務は、高知県立図書館において処理する。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、平成28年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の高知県立図書館協議会条例施行規則第3条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に開かれる高知県立図書館協議会の会議は、高知県立図書館長が招集する。

-----  
**選挙管理委員会告示**  
 -----

**高知県選挙管理委員会告示第37号**

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年4月19日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

2 老人ホームの表中

「

|      |                 |
|------|-----------------|
| 大西病院 | 高岡郡四万十町古市町6番12号 |
|------|-----------------|

を  
 「

|               |                 |
|---------------|-----------------|
| 大西病院          | 高岡郡四万十町古市町6番12号 |
| 大月町国民健康保険大月病院 | 幡多郡大月町鉾土603番地   |

」

に改める。

**高知県選挙管理委員会告示第38号**

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成28年4月1日以降政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年4月28日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体

| 名称           | 代表者氏名  | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地      |
|--------------|--------|---------|-----------------|
| 大森陽子後援会      | 大鶴 秀子  | 長山 成喜   | 土佐市蓮池337-15     |
| 沢山保太郎後援会     | 沢山 保太郎 | 沢山 保太郎  | 安芸郡東洋町河内1081番地1 |
| 住みよい日高村をつくる会 | 吉村 徳男  | 森下 雅文   | 高岡郡日高村下分3696-1  |
| 武田秀義後援会      | 山岡 義正  | 岡村 厚志   | 高岡郡四万十町東町2-17   |
| 中平大世後援会      | 中平 大世  | 中平 由起子  | 高岡郡四万十町大井川379番地 |
| 博友会          | 森下 博之  | 宮崎 泰正   | 高知市追手筋二丁目7-8    |
| 浜田ゆうすけ後援会    | 浜田 裕介  | 平尾 顕彦   | 四万十市具同田黒二丁目6-31 |
| 日高村をよくする会    | 吉村 徳男  | 森下 雅文   | 高岡郡日高村本郷1-1     |
| 森下博之後援会      | 森下 博之  | 宮崎 泰正   | 高知市追手筋二丁目7-8    |
| 森下雅文後援会      | 安岡 啓三  | 吉村 徳男   | 高岡郡日高村下分3696-1  |
| 山脇義人後援会      | 面本 辰行  | 面本 澄男   | 土佐市甲原1387番地     |